

しました関係で、この改正公選法が適用された最初の平成十六年の参議院議員通常選挙では二五・五二%というふうに投票率がまた回復をいたしましたして、前回、昨年の衆議院議員総選挙、これでは二五・八一%というふうに投票率がなつたということです。

たた、御指摘にもございましたように、この在外投票分を含んだ比例代表選挙、国内の全体の、これの投票率は六七・四六%でございます。それと比較をしますと、やはり在外選挙の投票率は低いということになります。

○政府参考人(谷崎泰明君) お答えいたします。
原因としてはいろんな原因も考えられるかと思
いますけれども、私どもといたしましては、やは
り在外の有権者の方に対する周知といいますか啓
発といいますか、選挙時だけではなくて、常時か
らそういうことに努めていかなければならない
と、そういうふうに考えております。

在外における投票率が低いということでございま
すけれども、その原因につきましてはただいま
総務省の方から御答弁申し上げたとおりでござい
ます。

外務省の方としまして、最もやっぱり投票率が低い理由の一つは、基本的に申請をするわけですけれども、この申請の仕方が在留届を出してから三か月後から受け付けるということでございますので、ある意味では二度手間になるということが一つの理由だというふうに思います。

他方、外務省が在外におられる方にどういう点について改善してほしいかというアンケートを実施しております。ただいまの点に加えまして、さらには、やはりもう少し情報が欲しいということとか、あるいは遠隔地に居住している人にとっては非常に首都に行くということで負担が多いというようななことがございますので、この辺を念頭に置きながら改善をしたいというふうに考えておる次第でございます。

○家西悟君 確かにそのとおりだろうと思います。そして、いろいろまた手続上の問題もあるん

だろうとは思いますが、それとも、その前に、在外の手続が先ほど言われたとおり非常に複雑で、かかりづらいという問題もあるうかと思いますし、近くの市役所とかそういうのがあるわけじゃありませんので、在外公館へ行かなければならぬのか、いろんな問題があつて投票率が低いように思うわけですから、実際、選挙実施に際してどのような広報活動、選挙広報ですね、呼び掛けなどをされているんでしょうか。外務省を含めてお答えいただければ、外務省も含めてお答えいただければと思いますけれども。

○政府参考人(谷崎泰明君) 大きく分けまして、海外にもう既におられる在留邦人の方に対する広報と、これから行かれる方に対する国内における広報と、二点あるかと思います。

国内における事前の広報という点につきましては、今まで総務省とも協力してきておりますけれども、ここにつきましては更にその広報のやり方を改善していくことだと思います。

在外においての広報でございますけれども、これは通年を通じまして広報をやるということころどござります。具体的には、外務省のホームページ等を通じましてやる。さらには、遠隔地の方々に対する広報としては、外務省のいわゆる領事出張サービスというものがございます。大使館の領事館が地方に行つていろいろな広報をするというのがございます。他方、選挙が近くなってきたといふところでの広報というのも非常に大事でございますので、この辺につきましてはNHKの協力を頼みまして、国際放送をやることでございます。

○政府参考人(久保信保君) 私ども、今外務省が御答弁されましたように、外務省と連携をいたしまして各選舉管理委員会等関係機関にポスター、

リーフレット、そういうたのを配布をしたり、各種メディア、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞広告等を活用して国内外に向けて啓発を実施をしております。

特に、各市区町村でござりますけれども、こでは在外選挙の投票方法や在外選挙人名簿への登録申請、これを解説をしたリーフレット、これを戸籍担当課といいますか、そういうたところに備え付けいたしまして、海外渡航者の方々、この転出手続時に備えましてそういうた体制を整えていいるということでございまして、今後ともそいつたきめ細かい広報といったものを継続をしていきたいと考えております。

○家西悟君 それでは、外務省に再度お尋ね申しますけれども、投票終了期日一日繰上げとかあるわけですけれども、その縮め切られた、八時以降封鎖された後の投票者の投票用紙ですね、どのようにして日本国内へ運んでおいでなのか。また、台風やハリケーン、また航空機のトラブル等々があるうかと思いますけれども、その辺はどのような対応をされているのかということをお尋ね申し上げます。

○政府参考人(谷崎泰明君) 昨年九月の衆議院選挙の例を取つてみますと、海外において実施した公館の数は百九十五公館でございます。これを館員が携行いたしまして東京まで運ぶと、いわゆるクリエイ工というやり方を実施しております。他方、すべての百九十五公館から参るということでなくて、交通の便のいいところに集めるということをやっておりまして、その中継公館というのが全世界で二十一公館ございます。そこに集めた上で日本に持ってくるということでございます。昨年の場合でいきますと、動員した館員の数は全体で二百八名ということです。

今御質問にございましたように、我々としてやはり一番気にしているのは、フライ特が遅れてしまうというようなことがございますので、そのために非常に安全係数を高くするというか、できる限り、そういう台風等でフライ特がキヤンセルさ

れても間に合うような、そういう日程を組むということにしております。

昨年の例で申しますと、例えば南太平洋のソロモンから東京まで運んでくるというので、通常のフライトで行つても六日間掛かるというところでございますので、これが更に遅れると大変なことになりますので、そういう場合にはこの公館の事情を考えまして、その投票日そのものを若干繰り上げるというようなことを実施しております。

○家西悟君 それは手荷物でということをお聞きしているわけですけれども、大変御苦労いただいて一票を本当に大事に扱つていただいているものと思つています。我々、その責務の重大さに、改めて痛感する思いです。

そしてもう一度、もう一つお尋ね申し上げたい点は、今回、この改正によって選挙区も含めて投票できるということになろうかと思うわけですけれども、ちなみに大臣の参議院選挙、私と同じ選挙たったわけですから、大臣は七十二万二千五百五票、私は、ちなみにですけれども、二十一万七千九十五票、この差が大臣と委員の差かなというふうにも思うわけですから。

これ、先ほども述べられたように約七十二万人、大臣の得票数の方々が基本的には在外者として投票権本来あるわけですから、これどういうふうに今後されていくつもりなんでしょうか。こういう人たちにしっかりと呼び掛けをして、見据えておられるんだろうとは思いますけれども、その辺について、どういふんでしょうか、在外者に対して投票率を上げるための施策というか、お考えがありましたら少しお尋ね申し上げたいと思いますけれども。

○國務大臣(竹中平蔵君) 実は私の個人的な経験でございますが、二ユーヨークに住んでいた時代に、国連のすぐ隣の広場で物すごい人が集まつていることがございました。実はこれ、南アフリカ共和国が最初のそういう民主的な選挙をやること。そのとき既に在外、つまりアメリカに住んでいた人々に対しても選挙が行われていた。実はそ

の当時、まだ日本にはそういう制度がございませんでした。その意味では、民主主義のまあ先進国である日本においてそういう制度の整備が歴史的に見てもやつぱり後れてきたという点で、我々も反省すべき点が非常にあるのだろうと思っております。

先ほどから総務省、外務省、それぞれ答弁させさせていただきましたが、その意味では少しずつ改善を図るような努力はしてきているつもりでございます。しかし、御指摘のように、それでも登録している方がまだ少ない、そして登録しておられる方の中での実際に投票に行かれる方が少ない、この点はやはり非常に大きく反省すべき点があると思います。今回、その一歩としてできるだけ負担をお掛けしないようことも含めまして、しかし同時に在外公館の方々も大変でござります。大切な一票を正に抱えてここへ運んでくる、そういうことをバランスを取りながら一步一步前進させていく、そこは地道な努力が必要なのであります。

○家西悟君 是非ともそのように広報もお願いしたいと思います。

私自身は、この法律をあざかる大臣としましては、その広報に関してやはり特に力を入れて、私自身しっかりとやつていきたいというふうに思っております。

○家西悟君 是非ともそのように広報もお願いしたいと思います。

それから、大臣に改めてお尋ね申し上げたいと思いま

う。それから、大臣はいろいろと先見的に運動

されているわけですねけれども、自分の選挙で、

どうでしょう、そういう在外者に対して、何かさ

きの選挙で、自分の経験で、在外者に対してこう

いうことをやつたとかいうようなモデルみたいな

のがありましたら参考として、私も今後の参考に

したいなと思っておりますので、またお知恵があれば教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(竹中平蔵君) 私は選挙は一回しか経験しておりません。しかも、その選挙は急遽立候

補させていただくという意思決定をしまして、ほとんどもう、十分なというよりも何の準備もないであります。選挙が始まった日にポスターができてなかつたという選挙でありましたので、残念ながら私の場合、在外の方にこうこうというような、そこまで選挙戦術というようなものは持っておりませんでした。

ただ、振り返つてみれば、やはり政治家として立候補する以上、自らの主張をやっぱり分かつて受けなければならない、おまえには反対だと、これは甘んじて受けなければいけない。ただ、その主張を分かっていただけた手段が非常に難しいということであろうかと思います。特に在外の場合、委員も問題意識当然お持ちだと思いますが、インターネットを活用できないだろかとか、個人としてはいろんな思いがござります。しかし、そこには大変難しい問題もあるわけでございます。

したがいまして、現時点で何か私が先見的にこなれはいいぞというようなものを持つてゐるわけではありませんが、あるからこそ、各党各会派におかれていっつくりと、しかしつかりといろんな議論を重ねていただきたいというふうに考えております。

○家西悟君 いや、是非とも、我々反対しているわけではございません、インターネット選挙、これは大いに私はやるべきだと思ってますし、我々の方、民主党としても今案づくりをさせてい

ます。ここは、まずはそうした提言について、賛否いろいろあろうかと思いますので、各党各会派において十分に御議論いただくことが大変重要な要であろうかと思います。

ただし、その先どのように意思決定するかと、これは、選挙運動のやり方というのは正に選挙の土俵づくりの問題、政治活動そのものでござります。ここは、まずはそうした提言について、賛否の議論を重ねていただきたいというふうに考えております。

○國務大臣(竹中平蔵君) 辻委員から、統一地方選挙の統一率の見込み、そして低下の要因、これ

をどう考えるかと、三点でございます。

○國務大臣(竹中平蔵君) この地方選挙につきましては、昭和二十二年四月に全国で統一して実施されて以来、御承知のように、四年ごとに統一地方選が実施されてきましたところでございます。しかし、その間、首長さんの方がお亡くなりになるとか、それとか退職されたり、そういう形で、対象となる選挙の件数がこの統一選において減少してきているというのも

う事実でございます。

う政策で海外に住んでいながらこういう人を選んでいたふうに選ばれるのは大きな違いではないでしょうか。そのためにも、大臣、そういったことに対する音頭を取るといつたらおかしいのかも知れませんけれども、お考えがありましたらお聞かせいたしました。

○國務大臣(竹中平蔵君) インターネットにおけるホームページを使用した選挙運動、それがどうかということについては、いろいろ各党において、各会派において今御議論をいただいています。

それに対して政府として一体何ができるかというお問い合わせかと思いますが、総務省としても、御承知だと思いますが、平成十四年八月にIT時代の選挙運動に関する研究会というのを設置しまして、そしてその十四年の八月に同研究会から、ホームページを活用した選挙運動を認めること等を内容とした提言をいただいております。

ただし、その先どのように意思決定するかと、これは、選挙運動のやり方というのは正に選挙の土俵づくりの問題、政治活動そのものでござります。ここは、まずはそうした提言について、賛否いろいろあろうかと思いますので、各党各会派において十分に御議論いただくことが大変重要な要であろうかと思います。

加えて、いろいろ議論しなきやいけない問題としては、選挙公報を選挙管理委員会が開設するホームページに登載するのが良いのか悪いのか、こういう問題点も指摘されているというふうに承知をしております。我々としましては、必要に応じていろんな問題点の整理等々、必要な場合は是非させていただきたいと思いますが、こうした問題、繰り返しになりますけれども、これはもう政

治活動の根幹そのものでございます。

何とぞ、そうした点を踏まえて、幅広く、しかし堅実に、是非とも各党各会派で御議論を賜りたいというふうに思つております。

○家西悟君 時間が参りましたけれども、是非と

もそういうものを、これ、我々だけではなくて、各都道府県の選挙管理委員会連合ですか、からも、本年の二月に、国会及び政府に對して要望がもう出ているわけです、いろいろな項目。こういふものもしっかりと受け止めていただきながら、改正すべきは改正するということを御検討いただかなければと思います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

ありがとうございました。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

ありがとうございます。

は約三一%になるという見込みでございます。これは平成十五年四月よりも五ポイント低下するということになります。三六%から三一%にということで、これ、かなり低下幅が大きいというふうに言わざるを得ません。

こうした状況も踏まえまして、国民の選挙に対する関心を高める、高い関心を持つていただく、同時に選挙の円滑な執行を進める、そして経費の節減を図るということで、地方選挙を毎年統一して実施する、毎年ですね、四年に一回じゃない、毎年そうした形で実施してはどうかというふうな議論もあるというふうに理解をしております。

仮にですけれども、統一地方選をやめまして、地方選挙を毎年一回ないし二回に期日を統一して行おうとする場合には、しかしこれ、よく考えていくと、制度はなかなか難しくて、任期の特例を設ける必要が出てきますねとか、また、長期にわたって定着してきました従来の地方選挙の仕組みを変えていくことになりますと、これは直接のやはり関係者には非常に大きな影響を与えることになるという面もございます。

こうした点踏まえて、各党各会派において幅広い御議論をしていただき必要があるというふうに思つております。

我々総務省としましては、こうした議論を踏まえながら、引き続き統一選の在り方、来年以降の地方選挙の在り方については検討してまいる所存でございます。

○辻泰弘君 別の問題ですけれども、実は昨年の六月二十七日に、私、質問主意書を出させていた

り、慎重に検討してまいりたいということが昨年の七月の答弁書だったわけでございますけれども、このことを踏まえて、政府としてこの問題についてどのようにお取り組みになつてきましたか、現状を御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) イラク等国外に派遣されている自衛隊員の投票の問題、大変重要な問題だと思います。更に広げて考えれば、その自衛隊以外にも一時的な国外滞在者

が選挙機会をどのように確保していくんだろうかといふことはやはり重要な問題でございます。その場合、同時に、主権が及ばない場所での適正な投票が確保できるのかどうかとか、やはり貴重な選挙であるからこそ考えなければならない難しい面も出てまいります。

そうした点を踏まえまして、このたび、与党においてこの課題に向けた解決策について議員立法という形で法案を提出するとの判断がなされたと承知をしております。自衛隊員に限らず、法律の規定に基づき国外へ派遣される一定の組織に属する選挙人について、国外での不在者投票制度を創設する等の内容とする公職選挙法の改正案が取りまとめられたものと承知をしているところでございます。

○辻泰弘君 この改正案、今後、各党各会派で御議論がされるということになると思います。我々としては、その推移を是非しっかりと見守つていきたいと思つております。

○辻泰弘君 議員立法もいいんですけど、いつもそうなんですかねえ。問題が予見されなが

どになりますけれども、現在の在外選挙制度におきまして、在外選挙の投票選挙区が最終居住地、そうでない場合は本籍地と、こうなつていてるわけでもありますけれども、そのようになつていてる理由について御説明をください。

○政府参考人(久保信保君) 国政選挙の場合の選挙権、これは二十歳以上で日本国籍を有する者でいいわけでございますので、住所要件というのではなく、本籍地の選挙権には要求をされていないということがますございます。

ただ、具体に選挙権行使しようということになりますと、やはり二重投票の防止等を考えなきやいけませんので、選挙人名簿というものに登録をされている人、これを一応有権者であると推定をして投票を行つていただくという、こういうシステムになつておりますと、国内に住所がある方といいますか、これにつきましては、地方選挙の住所要件、選挙権は三ヶ月の住所要件があると

いうことでございまして、国内に住所がある方は国政選挙も地方選挙も共通して永久選挙人名簿というものを設けて、そこで住所地の名簿に載つかる。したがつて、国政選挙の場合もこの名簿を管理をしている市町村を含む選挙区に属されると、こういう扱いをしていると。

外国人に居住して住所を持つておられる方、これは日本に、国内に住所がないという方々でございまますので、どのような形で選挙人名簿のものを管理していくかと、これは一つの立法政策であろうと思います。

そこで、平成十年にできました現行の在外選挙制度、これは御指摘にもございましたように、最終の住所地を管轄する選挙管理委員会に申請をし終の住所地を管轄する選挙管理委員会に申請をし、そこで、在外選挙人名簿というのはその市町村選挙管理委員会が登録をして管理をする。こういうふうに、擬制といいますか、立法政策でそうすけれども、政府としても、やはり問題点は最初から、当初から予想されるわけですから、そういったことについては機動的に政府としての対応も進めていただきたいと、このことを一般論として、それについて七月五日に政府としての答弁書がございまして、重要な課題であると認識してお

もう一つのケースは、最終住所地を公に証明することができないという方々もおられます。在外選挙人名簿の今の制度、これが施行されましたのは平成十一年五月一日でございましたけれども、その施行されるまでは、当時は戸籍の付票の除籍の保存期間が五年間というふうにされておりましたので、平成六年五月一日までに国外に転出をされた方につきましては、実はこの最終住所地を公証する記録が存在していないというところでございまして、こういった方々も本籍地だとうふうに法律上みなしているということでございます。

○辻泰弘君 そこで、在外公館投票のことをお伺いしたいと思いますけれども、現在、実施公館、実施してない公館、当然あるわけですから、この選定といいますか、実施する、しない、このことをどのようなプロセスで決めていらっしゃるのか、またそれを、その対象の見直しはどういう形でやつていらっしゃるのか。その点、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(久保信保君) 公職選挙法の第四十九条の二第一項第一号によりまして、在外公館投票を行わない在外公館、これは総務大臣が外務大臣と協議して指定することができるというふうになつておりますが、その場合の指定の基準といいますか観点、これは三つの観点で行つております。

一つは、治安上、在外公館投票の実施が不適当であるというケース。それから二つ目は、投票記載場所を設置する適切な場所がないといったケース。それから、三つ目でござりますけれども、新

れをできるだけ取つて確認ができるようについてふうに考えております。

改正内容にかかわることですけれども、今回の公館投票期間についてですけれども、総選挙、通常選挙の場合、投票送致を考慮し終了を一日繰り上げるということで、原則五日前というのを原則六日前ということです。

いつた意味では有権者からすれば期間が短縮されるという方向の改正になつてゐるわけですけれども。そのことは、状況も分からぬくはないんですけれども、やはり機会を与えるという意味においてはマイナス的な要素もあるわけですが、その点について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のように、法律上五日前までというのを六日前までということにいたします関係で、一日、実際公館で投票する期間というのが短くなるということになつてまいります。

この点は、これまでの在外選挙の実施においても、して、台風等の自然災害とか航空便の機体トラブル等によりましてフライ特許が予定どおり運航されなかつたケースがあつたりとか、また今回の改正では、衆議院では小選挙区、参議院では選挙区選挙、これを新たに対象にするということになりますので、投票所閉鎖時刻までの未到達、これが選挙結果に影響を及ぼす可能性が高くなると、選挙管理上、やはり極めて慎重にやつていかなきやいけないだろうということとともにございまして、この際、あえて一日、選挙人の方から見たら投票期間が短くなるといった選択をさしていただきたい次第でございまして、御理解をいただきたいと考えております。

○辻添弘君 それで、今回の法案は、施行期日が在外投票については公布後一年以内において政令で定める日と、こういうふうになつてゐるわけでござりますけれども、直接的には、参議院の選挙はほぼ来年の夏に決まつてゐるわけですが、それに向いていつの時点で政令を定めていかれるのか、このことについて御見解をお示しください。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう、在外投票部分、これは公布後一年以内に政令で定められた日から施行すると、こうすることにしていまして、このまず理由を申し上げさせていただきますと、やはり情報提供を在外邦人の方に私どもやっていかなければいけない。そこで、事実上のこれは便宜供与なんでございますが、各選挙区ごとの候補者名、届出政党の名称、この一覧、これを小選挙区選挙、選挙区選挙の場合、この一覧を各在外公館に備え置くといったことをやりつつ、また各都道府県のホームページにもこうした情報を掲載するといったようなこともございますので、公示の日、あるいは告示の日の翌日までにこうした準備を終われるようなシステム、これをやはり整備をしていかなければいけないと、いつたようなことでござりますとか、関係職員の研修、執行体制の見直し、そういうふうにしておるところでございますが、これも御指摘にはございまして、在外選挙人に対します制度改正内容の周知等が必要であるといったようなことで一年間の猶予をいただきたいと、こういうふうにしておるところですが、来年は夏に参議院議員選挙、通常選挙がございますので、それを念頭に置いて準備を進めていきたいと考えております。

○辻泰弘君 もう一点、やはり有権者にとってはいろいろな情報が欲しいということがあるわけですが、されども、選挙公報自体をホームページに掲載すると、こういったことが理想としてはあると思うんですが、それだけでも、そのことについてはいかがでしようか。

○政府参考人(久保信保君) 選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載をするということではございませんけれども、幾つかの懸念といいますか、課題といいますか、それを私ども考えております。

一つは、アクセスが集中をすると、情報量が過大化したことによりましてのサーバーダウンといった技術的なトラブルによる閲覧が不能になるといったような事態、あるいはホームページの改

ざん等があつた場合に選挙無効事由にもなりかねないといったようなことを私どもは懸念をしております。

それから、選挙公報が通常ブランケット判でありますのに對して、パソコン画面の表示スペースが限られているといったようなこともございまして、選挙公報をそのまま掲載してもなかなか見やすいといったようなことにはならないのではないかといったようなことも考えております。

また、政党につきましては、候補者数に応じて選挙公報の掲載寸法に大小の差があると、これをホームページ上どう扱うのかといったような問題があるというふうに考えておりまして、選挙公報、これも選挙運動の一つでございますので、各党各会派で御議論をいただくことも必要ではないかと考えております。

○辻泰弘君 政府としても取り組んでいただくよう申し上げておきたいと思います。

最後の質問になりますが、選挙人名簿抄本の開覧制度の改正についてお伺いいたします。

今次改正では、選挙人名簿抄本のコピーの根拠となつてゐる便宜供与規定を削除するということになりましたが、この規定を削除する理由を教えてください。

になつてゐるわけですが、それに伴つて選挙人名簿のコピーは違法となる旨の答弁をされているわけですけれども、法施行後に市町村選管でコピーが行つているような場合、この辺はどうす

○政府参考人(久保信保君) 御指摘のよう、明文でコピーを禁止をするといった改正内容にはございませんけれども、コピーの根拠規定となつております便宜供与規定、これを削除をするということにいたしておりますから、市町村が改
処されるおつもりか、御見解をお示しください。

正後も独自でコピーをさせるといったようなことがありますれば、私どもはそうした事態は違法の可能性が強いと考えております。

また、ほとんどの市町村で現在、個人情報保護条例が制定されているといったようなこともありますので、私どもとしては、コピーというのをこの法律改正後も認めるといった市町村があると

いうことは考えておりませんけれども、万が一そ
ういった市町村があるということになりますと、

私どもは適切な助言、勧告、あるいは地方自治法によるつとった措置、これを利用しつつ是正を図りたいと考えております。

○福本潤一君 公明党の福本潤一でござります。
今回改正で、海外在住の日本人、衆議院小選挙区、参議院選挙区、投票できるようになるということでおざいます。憲法で保障された国民固有の権利である参政権が海外に住むことを理由に剥奪されるものではないという点から考えると、大変に意義深いものだと思います。今後、我々も民主主義の成熟度を増すために政治参加の門戸を更に広げる努力を続けてまいりたいというふうに思います。

質問でございますが、今回の改正、昨年九月、

最高裁判決を受けて改正を行わることになつたことに思ひます。しかし、当初の九八年創設時、この選挙区に候補者情報を海外に周知選というものに対して、候補者情報を海外に周知するには困難という理由で見送られていたようですが、今は問題ありません。今回、最高裁の判決以外に、創設時と現在、変化、どのようにあつたかということを最初に聞いておきたいと思います。

○政府参考人(久保信保君)　御指摘にもございましたように、平成二十年に制度を創設したとき、これは比例代表選挙に限ると、附則の八項という制度を設けてそういうことにいたしております。

その理由でございますけれども、衆議院の場合には十二日、参議院は十七日といった選挙運動期間、これは限られている。そうした期間内に候補者情報を海外に周知するには困難という理由で見送られていたようですが、今は問題ありません。

挙から始めようということが今の制度でございました。

その後、これは最高裁判例、昨年の九月十四日のにもそういうことが指摘をされておりますけれども、その後、現在までに既に五回の選挙、これが行われてまいりました。そのことによつて、在外公館の事務処理体制というのも定着をしてきたのではないかと考えておりましても、その後、現在までに既に五回の選挙、これが行われてまいりました。そのことによつて、在外公館の事務処理体制というのも定着をしてきた

がございました。

○福本潤一君 そういう意味では、いろいろ変化

の中にもひとつ言われていた情報環境の変化、インターネットの活用というものもありました。

ほども若干ありましたけれども、総体的に、今回、総務省に設置されている1T時代の選挙運動

に関する研究会、選挙運動への解禁を提言してお

りますが、総体として活用方法をどういうふうに

現在考えられておるかをお伺いしておきます。

○政府参考人(久保信保君) まず、この在外選挙

でございますけれども、国内から遠距離の国外で

実施をされるものでございますし、我が国の主権の及ばない国情の違う地域で行われるといったよ

うなことでござりますので、選挙公営で選挙公報

を含めて国内と同じような周知といったようなこ

とはもう極めて困難であるというのを前提に考えなきやいけないと思つております。

そこで、これは御指摘にございましたように、

テレビの国際放送に加えまして、新聞社等のホー

ムページ等によつて立候補状況等も知ることが容

易になつてきているということをございますか

ら、やはりまずは在外選挙の方自らがそうした

情報を収集に努めたいただくことが基本ではないか

と考えております。

私どもといいたしましては、事實上の便宜供与と

いたしまして、先ほども御答弁いたしましたが、小選挙区等につきましては各選挙区ごとの候補者

の名前と届出政党の名称の一覧、こういったものを在外公館に備え置くといったことと同時に、ホームページ等で周知をしていきたいと考えておられます。

○福本潤一君 さるに、今回現実に選挙した結果の投票率も言われておりまして、前回の衆院選で海外全有権者数七十二万人、在外選挙人名簿の登録者数八万人、実際に投票した人二万人余りにすぎなかつたと。そういう意味では、先ほどの二九・〇九%とかいうのは全有権者に対する数じや

なくて登録者に対する数でござりますので、絶対得票率的に考えれば三%というような状況でござります。

○福本潤一君 この低投票率の理由、またこれをアップするための方策、これをお願いしたいと思います。

○政府参考人(谷崎泰明君) お答えいたします。

投票率の低いというのは、先ほど来御指摘いた

だいていますとおりでございます。そもそも、こ

の投票率が低いということの理由でござりますけ

れども、登録率が低いということに最大の原因が

あるかというふうに思つております。

○福本潤一君 基本的に、登録するときには平日に在外公館に行

くということとか、あるいは三ヶ月の住所要件が障害になつてているというふうに考えております。

○政府参考人(久保信保君) あるかというふうに思つております。

○福本潤一君 今回の改正で、さらに選挙運動や

政治活動、世論調査のために閲覧というのを認め

ておられるようですが、この理由、お伺いしてお

きたいと思います。

○福本潤一君 本の閲覧でございますけれども、明文の規定とい

うのはございませんが、選挙人が自己又は特定の選挙人の登録有無を確認する場合のほかにも、ほ

とんどの市区町村選挙管理委員会では、政治活動

や選挙運動、あるいは政治や選挙に関する世論調

録、投票率をアップしていくかということでござります。

○福本潤一君 では、今般の法改正で、三か月要件を満たしていない時点においても在外公館で登録の申請の受付

が可能になるということになれば、これによつて相当登録率は向上するんではないかというふうに思つております。

○福本潤一君 その他の点につきましては、基本的に広報活動を十分やることだらうと思います。さら

に、やはり遠隔地とか、あるいは日系企業等につきましては、領事担当者が出張をしているんな

説明を広報するとともに、場合によつてはその発

給申請を受け付けるというようなことをやりたい

というふうに考えております。

○福本潤一君 そういう意味では、様々な工夫されて

いると思いますが、名簿登録というところがなかなか大変なようでございますので、名簿登録の簡素化等についても検討していただければと思いま

す。

○福本潤一君 さらに、海外における、そして日本のまた政

治、経済、様々見詰めておられる人に対して、フ

ランスなんかではやつておるようでございます

が、海外選挙区という可能性、今後の方向性でござ

ります。

○福本潤一君 今後の方向性でござりますが、十二万人というふうになりますと、議席を割り当てるということも考えられるかどうか、可能性に

ついてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 海外選挙区、確かに海

外でそういう制度もあるというふうに承知をして

おります。在外邦人の数が今後どういうふうに

なつていくかということも踏まえまして、これそ

ういう意見があるということは私たち承知をして

おりますし、これはしっかりと考えていく必要があ

るかと思います。同時に、こんな問題点があるぞ

なつっていくかということも踏まえまして、これそ

ういう意見があるということは私たち承知をして

おりますし、これはしっかりと考えていく必要があ

るかと思います。同時に、こんな問題点があるぞ

なつっていくかということも踏まえまして、これそ

ういう意見があるということは私たち承知をして

おりますし、これはしっかりと考えていく必要があ

るかと思います。現在、選挙人名簿抄本の閲覧でございますけれども、明文の規定といふことはまだ時間が掛かるのかなという思いもございます。

○政府参考人(久保信保君) 現在、選挙人名簿抄本の閲覧でございますけれども、明文の規定といふことはまだ時間が掛かるのかなという思いもござります。

○福本潤一君 その他の点につきましては、そのうち七十万人強でありますから、国内小選挙区分に匹敵するわけでございます。一方で、現在の登録されている数については、先ほ

どありますように八万三千人。これ、今委員からありましたように、そもそも名簿登録を簡素化すればこの問題は解決できるんじゃないかという

ことでも見据えなければいけないと思います。

○福本潤一君 今、委員御指摘のように、数からいきますと、現在海外には邦人九十六万人いらっしゃつて、有

権者はそのうち七十万人強でありますから、国内小選挙区分に匹敵するわけでございます。一方で、現在の登録されている数については、先ほ

どありますように八万三千人。これ、今では、現状

では八万三千人。今後どのように増加していくか

ということも見据えなければいけないと思いま

す。

○福本潤一君 難しい点として指摘されているのは、今申し上げたような数の問題で、まず選挙区が設定できるのかという点があると思います。もう一つ、国

情、非常に様々な選挙区にわたって公正、適正な選挙を行なうことができるんだどうかという

問題も当然正面から考えないといけないと

思います。それと、国内総定数をどのようにするかとの調整も当然出てまいりますかという点があると思います。もう一つ、国

情、非常に様々な選挙区にわたって公正、適正な選挙を行なうことができるんだどうかという

問題も当然正面から考えないといけないと

思います。それと、国内総定数をどのようにするかとの調整も当然出てまいりますか

か、遠隔地の居住者にこつてはやはり負担になつ

ているというような点がござります。

○福本潤一君 したがいまして、これについてどういう形で登

記、投票率をアップしていくかということでござ

ります。

○福本潤一君 お尋ねにござりますインターネット、これを選挙運動の手段として認めるかどうかということでござ

ります。

○福本潤一君 ご存じますが、先ほど大臣から答弁がございました

たように、私どもの内部につくりました検討会

でござりますが、先ほど大臣から答弁がございました

たように、私は選挙の土俵づくりでございました

がござりますが、先ほど大臣から答弁がございました

査などにもこの閲覧を認めるといった取扱いを行つておきまして、実際に閲覧件数のほとんどがこうしたケースを占めているというのが実情になつております。

政治活動や選挙運動につきましては、民主政治のこれは健全な発達の基礎となるものであると考えておりますし、また政治や選挙に関する世論調査などにつきましては、政策形成の一助となつております。また、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図る上で欠くことができない公益性を有していると考えております。そして、これいずれの場合も選挙人の意思を決定することに寄与するというのでもございますし、また間接的には選挙人名簿の正確性の確保にも資するものであると思ひます。

このように、政治活動や選挙運動、政治、選挙に関する世論調査などは、ともに民主政治の健全な発展に資するといった公職選挙法の目的そのものに合致するものであるということで、このたびの改正案では明文で閲覧を認めるということにいたしております。

○福本潤一君 これ、明文で閲覧を認めるということになつていいことござりますし、今までこれに対する対応、自治体ごとにばらばらの状況がありましたり、さらには今後、個人情報保護法、選挙項目は入つていませんけれども、選挙活動の自由と個人情報の保護の兼ね合いというもののをどういうふうに考えて対応していかれるか、この基準はどのようになつてあるかということをお伺いしておきたいと思います。

○政府参考人(久保信保君) 先ほども御答弁申し上げましたように、政治活動や選挙運動、これは民主政治の健全な発展の基礎となるというものでございます。公選法の目的にも合致をするということに加えまして、間接的にも選挙人名簿の正確性確保に資するということで、明文で閲覧を認めることで、この個人情報保護の観点からは、不当な目的による閲覧を排除しなければいけないとい

うことで、手続を厳格化するということ、罰則、過料の新設を図るということ、またそのほかにもこうしたケースを占めているというものが実情になつております。

この根拠規定、便宜供与規定を削除をするということも行つております。

それから、政治、選挙に関する統計調査、世論調査、学術研究等の調査研究につきましても、政策形成の一助となるということで公益性があると

いうふうに私ども考えておりますけれども、この公益性の判断基準でございますが、調査結果が広く公表されて、その成果が社会に還元されているかどうかということが基準になるべきであると考

えます。また、先ほども御議論いたしましたが、

コピーということを今認めておりますけれども、

この根拠規定、便宜供与規定を削除をするという

ことも行つております。

重要な公簿だと思います。ですから、この選挙人名簿を政治や選挙活動の自由を確保する立場から有効に活用すること、また国民の政治参加ということ側面から公平に閲覧、利用できるようにすることは議会制民主主義の発展にとって欠かせないものだと私たちは考えておりますが、この選挙人名簿の閲覧制度の持つ意義について、まず大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

従事者のように、今、一方で個人情報意識の高まりがあつて、それと一方での公益というのをどのように調和させるのかという、そういう非常に基本的な問題に位置付けられると思います。

本人が登録の有無を確認する場合以外は一切閲覧させるべきではないという意見も、こういう個個人情報保護の立場からあることはあるわけござります。しかし、一方で、今委員言われましたように、この名簿の閲覧、抄本の閲覧は政治活動とか選挙運動、そして政治、選挙に関する世論調査等の閲覧件数がほとんど現実には占めておりまます。そして、この活動、候補者、政党、政治団体が行う政治活動や選挙運動につきましては、これはやはり言うまでもなく民主政治の健全な発達の基礎になるものでございます。また、報道機関等が行う政治、選挙に関する世論調査等についても、そういうものを通じて世論が形成されて、そして政策が形成されていくと、そして民意が反映されしていくという意味では、民主政治の実質的な意味での、何ていいますか、それを担保する制度、正に公益性を有するということになつているものであるとも思います。また、これ間接的には選挙人名簿の正確性を確保するという面もあるうかと考えております。

○井上哲士君 政党、政治団体の閲覧を認めるわけであります、政党、政治団体といいましても様々な形態がございます。例えば、私どもの党でありますと、党本部があり、都道府県委員会があり、地区委員会があり、その下に支部があると、こういう形でありますと、地区委員会までは政治資金規正法上の届出をしておるという形になります。実際の局面ではいろいろ支部の皆さんなどがあります。これ閲覧をされるということもあるわけですね。先ほどの、大臣からも答弁があつた、この制度の意義から考えますと、手続はできるだけ煩雑にせずに活用できるようにしつつ、やはり例えば政治団体の成り済ましなども防がなくちゃいけないと、こういうことがありますらうかと思います。そういう点で、例えば申請する政治団体のレベルをどういうふうに考えるのかとか、実際の手續はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(久保信保君) 今回の改正法における政治団体でございますけれども、これは政治資金規正法上の政治団体の範囲と同一であるというふうに考えております。

したがいまして、政治資金規正法第六条の規定による政治団体の届出をしたもの、これが政治団体であると想定をしております。

そこで、実際の閲覧の届出、この際には、政治資金規正法第六条の規定による届出書、この冥提し、これを持つてきただくということが大前提でございますけれども、そのほかにも、これまでの政治活動の実績が分かる資料、これを提出していくなどによりまして、申出を受けた市町村の区域が政治団体の主たる活動区域となつているかどうかなどを確認をするといった手続になろうかと思います。

そして、政治団体設立届出書に記載された王た

○井上哲士君 政党、政治団体の閲覧を認めるわけであります、政党、政治団体といいましても様々な形態がござります。例えば、私どもの党でいいますと、党本部があり、都道府県委員会があり、地区委員会があり、その下に支部があると、こういう形であります。地区委員会までは政治資金規正法上の届出をしておるという形になります。実際の局面ではいろいろ支部の皆さんなどがこれ閲覧をされるということもあるわけですね。先ほどの、大臣からも答弁があつた、この制度の意義から考えますと、手続はできるだけ煩雑にせずに活用できるようにしつつ、やはり例えば政治団体の成り済ましなども防がなくちゃいけないと、こういうことがあるかと思います。そういう点で、例えば申請する政治団体のレベルをどういうふうに考えるのかとか、実際の手続はどのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(久保信保君) 今回の改正法における政治団体でございますけれども、これは政資金規正法上の政治団体の範囲と同一であるというふうに考えております。

したがいまして、政資金規正法第六条の規定による政治団体の届出をしたもの、これが政治団体であると想定をしております。

そこで、実際の閲覧の届出、この際には、政資金規正法第六条の規定による届出書、この写し、これを持ってきていただくということが大前提出でございますけれども、そのほかにも、これまでの政治活動の実績が分かる資料、これを提出していくなど等によりまして、申出を受けた市町村の区域が政治団体の主たる活動区域となつてゐるかどうかなどを確認をするといった手続にならうかと思います。

出が仮にあつたという場合には、市町村選挙管理委員会は、閲覧の必要性について疎明を求めても十分な回答がないといったような場合には閲覧を拒否できるというふうに考えております。

○井上哲士君 もう一つお聞きしたいのは、今、地方自治体の条例の制定改廃の直接請求という制度があります。それから、議会の解散とか首長のリコール請求、それから住民投票などありますて、それぞれに今、地方自治を発展させる上で非常に大きな役割を果たしていると思います。

直接請求の場合には、選挙権を有する者の五十分の一以上の連署をもって請求することができると言われておりますし、リコール請求などは有権者の三分の一の署名が必要ということになつております。

これでも、こういう運動に取り組んだ様々な市民運動がそういう署名の、求める対象になる選挙人は、だれなのかということを確認をしたり、そしてまた、集めたものが確かに規定数に達しているかということを確認する上で閲覧をするということは実際に行われてまいりました。ただ、そういう市民団体は、必ずしも政治資金規正法上の政治団体の届出をしていないわけですね。

こういう地方自治の発展から非常に重要な活動が形骸化するようになつてはならないと思いまして、こういうものも従来どおり認められるような運用がされるべきだと思うんですが、その点いかがでしようか。

○政府参考人(久保信保君) 今回の改正は、個人情報保護意識の高まりに対応して、個人情報が記載された文書でございます選挙人名簿抄本について閲覧できる場合を明確化し限定したものであるという改正趣旨でございまして、市町村選挙管理委員会におきましては、今回の法改正の趣旨を踏まえて適切な運用を図つていただくことを期待をいたしております。

そこで、御指摘にござります地方自治法に基づく

ているかどうか、これが不確定であるといったところに、署名した者が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認する必要があるということになります。恐らくこれはあらうかと思います。その場合は、その確認に必要な限度において代表者が選挙人名簿抄本を閲覧することは可能であると考えておられます。

これは、先ほど言いました三つのケース、この中での最初のケース、つまり特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかを確認するといった閲覧に当たるうかというふうに考えておられます。

○井上哲士君 最後に、在外投票にかかわってお聞きしますけれども、事前に在外公館を通じた選挙人名簿の登録が必要で、国内の最終住所地の市町村選管が在外選挙人証を交付しているわけですが、この申請から交付までが約三ヶ月掛かる場合があります。その理由として、この各市区町村の名簿登録を審査する会議が二か月に一回程度しか開かれていないと、こういう報道もございました。

今回の制度改革に合わせてこういうことも改善がされるべきかと思うんですが、その点、総務省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 法律自体の改正といふのは、在留届の提出等の時点で名簿登録申請ができるんだと、三ヶ月要件というのはその後確認をするという、そういう改正内容は盛り込んでございます。

ただいま御指摘のありましたお話を、これは先ほど答弁を私いたしたと思いますけれども、確かな選挙管理委員会ごとで取扱いが異なつてゐるということがございまして、長いところは二ヶ月、三ヶ月とか、二か月以上とか、そういったところもどうも私どもが調査いたしました結果ではあります。

その原因も、ただいま委員が御指摘にございましたが、恐らくこれはあらうかと思います。その場合は、その確認に必要な限度において代表者が選挙人名簿抄本を閲覧することは可能であると考えておられます。

出が仮にあつたという場合には、市町村選挙管理委員会は、閲覧の必要性について疎明を求めても十分な回答がないといったような場合には閲覧を拒否できるというふうに考えております。

○井上哲士君 もう一つお聞きしたいのは、今、地方自治体の条例の制定改廃の直接請求という制度があります。それから、議会の解散とか首長のリコール請求、それから住民投票などありますて、それそれに今、地方自治を発展させる上で非常に大きな役割を果たしていると思います。

直接請求の場合には、選挙権を有する者の五十分の一以上の連署をもって請求することができると言われておりますし、リコール請求などは有権者の三分の一の署名が必要ということになつております。

これでも、こういう運動に取り組んだ様々なる市民運動がそういう署名の、求める対象になる選挙人はだれなのかということを確認をしたり、そしてまた、集めたものが確かに規定数に達しているかということを確認する上で閲覧をするということは実際に行われてまいりました。ただ、そういう市民団体は、必ずしも政治資金規正法上の政治団体の届出をしていないわけですね。

こういう地方自治の発展から非常に重要な活動が形骸化するようなことになつてはならないと思いまして、こういうものも従来どおり認められるような運用がされるべきだと思うんですが、その点いかがでしようか。

○政府参考人(久保信保君) 今回の改正は、個人情報保護意識の高まりに対応して、個人情報が記載された文書でございます選挙人名簿抄本について閲覧でくる場合を明確化し限定したものであるという改正趣旨でございまして、市町村選挙管理委員会におきましては、今回の法改正の趣旨を踏まえて適切な運用を図つていただきことを期待をいたしております。

そこで、御指摘にござります地方自治法に基づく直接請求のための署名でございますけれども、この署名を集めた後に署名者の数が法定数に達しないとしております。

ているかどうか、これが不確定であるといったことに、署名した者が選挙人名簿に登録させているかどうかを確認する必要があるということになります。恐らくこれはあらうかと思ひます。その場合は、その確認に必要な限度において代表者が選挙人名簿抄本を閲覧することは可能であると考えています。

これは、先ほど言いました三つのケース、中での最初のケース、つまり特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかを確認するといった閲覧に当たるうかというふうに考えておきます。

○井上哲士君 最後に、在外投票にかかわって問お聞きますけれども、事前に在外公館を通じた選挙人名簿の登録が必要で、国内の最終住所地の市町村選管が在外選挙人証を交付しているわけですが、この申請から交付までが約三ヶ月掛かってしまうことが低投票率の理由の一つともされています。その理由として、この各市区町村の名簿登録を審査する会議が二か月に一回程度しか開かれていないと、こういう報道もございました。

今回の制度改正に合わせてこういうことも改善がされるべきかと思うんですが、その点、総務省としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 法律自体の改正については、在留届の提出等の時点で名簿登録申請がなされるべきかと思うんですが、その後確認をするという、そういう改定内容は盛り込んでございます。

ただいま御指摘のありましたお話を、これは先ほども答弁を私いたしたと思いますけれども、確実に選挙管理委員会ごとで取扱いが異なっているということがございまして、長いところは二か月、三か月とか、二か月以上とか、そういうふたところをもどうも私どもが調査いたしました結果ではあります。

その原因も、ただいま委員が御指摘にございましたように、選挙管理委員会を開く頻度が少ないといったようなことが原因になつてゐるところを

ございます。
したがいまして、私ども、今後、選挙管理委員会の頻度、これを高めていただきますように、市町村選挙管理委員会にその旨徹底をしていきたいと考えております。

○井上哲士君 終わります。

○又市征治君 社民党的又市です。

今回の法改正のうち在外投票については異議はありませんから、選挙人名簿抄本の閲覧制度について幾つか確認をしておきたいと思います。

再確認ですが、元々、選挙人名簿抄本の閲覧制度が設けられた趣旨は何ですか。

○政府参考人(久保信保君) これはもう委員御案内のように、公職選挙法第二十九条の第二項に、市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿の抄本を開覧に供さなければならないと義務付けられているわけですが、明文上、これはどういった理由で、あるいはどういったケースに閲覧を認められるのかというの現行法ではないということでございまして、ただ、やはり選挙人名簿を常時選挙人の目に触れさせておくということでその正確性を確保するといった趣旨から設けられているといふふうに考えております。

○又市征治君 というわけですが、この閲覧のほかに、第二十九条二項で「その他適当な便宜を供与しなければならない。」とも定めておつて、これがコピーの提供の根拠とされているわけです。しかし、公職選挙法逐条解説では、便宜供与の規定については選挙人名簿を正確ならしめることがその趣旨であるとあるわけでありまして、便宜供与が設けられた経緯というのはこの解釈でいいですか。

○政府参考人(久保信保君) 先ほどお答えいたしましたように、公職選挙法第二十九条の第二項、これは選挙人名簿の正確性を期するために設けられたと、そして、昭和四十一年改正で、便宜供与、これもしなければならないという規定も併せて昭和四十一年改正では設けられたということをございます。

ただ、どのような便宜供与を行っていくのかと

いうことにつきましては、具体的な中身、これは各市町村選挙管理委員会の定めるところにゆだねるといった解釈を取つております。

○又市征治君 現実として、この便宜供与だとし

て不特定多数分のコピーを交付している、こういう実態があるわけですから、実際の便宜供与の活用状況そのものはどうなっていますか。

○政府参考人(久保信保君) 今年の四月一日時点で調査を行つております。それによりますと、選挙人名簿抄本のコピーを認めていない市町村の数、これは全体の約四分の三、千八百四十三団体中千三百五十九団体となつております。個人情報保護に対する意識の高まりなどを背景に、コピーというものを便宜供与の中身として認めているという市町村の数、これは年々減少しているものというふうに認識をしております。

○又市征治君 本来そのように限定されておつた便宜供与が、一つは選挙運動、政治活動を目的とする閲覧、並びに二つ目に公共目的の世論調査を目的とした閲覧、及び抄本のコピーの交付、こんな格好に拡大をされてきているんだろうと思うんですが、その理由は何だと思いますか。

○政府参考人(久保信保君) 昭和四十一年当時に公選法改正で便宜供与の規定が追加された当時の事情でございますけれども、これは第四次選挙制度審議会の議論がございまして、選挙人名簿抄本の写しを颁布をしたり回覧すべきではないかとの意見も出たということで、こういう改正がなされたということがありますけれども、公選法の目的とした公職選挙法の目的に合致するものであるとして閲覧を認めるべきだという結論になつたわけございまして、住民基本台帳の閲覧対象と重複する部分はござりますけれども、公職選挙法の目的一に照らして閲覧を明文で認めるということにいたしましたわけでございます。

○又市征治君 今度の改正が出されてきた理由の一つに、やはり住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧制度を悪用した不幸な犯罪が次々と起こつてきておりりますが、住民基本台帳の閲覧について、この選挙運動、政治活動につきまして選挙人名簿というのを閲覧を認めるということをほとんどどの、多くの市町村選挙管理委員会がやつていた形を変えて候補者であるとか政團体を称して選挙人名簿の閲覧の方に流れてくる懸念があるんですね。そういう格好になりますと、今後、今までは住民基本台帳の閲覧制度を悪用していた商行為などによる消費者などの被害というのが、今度はせんたつてこれは原則禁止に改めたわけですね。そういう格好になりますと、今後、今までには、この選挙運動や政治活動について閲覧をさせることもございまして、昭和四十一年当時は、この選挙運動や政治活動について閲覧をさせると認めることも含まれているといったことが前提だったようになります。

○又市征治君 もう一つ、後段に申し上げました

公共目的の世論調査、学術調査を目的とする閲覧ということについて言えば、住民基本台帳の閲覧制度でそれで足りるんじゃないのか、こう思われるわけですが、選挙人名簿抄本の閲覧制度をあわ

らす理由は何ですか。

○政府参考人(久保信保君) 私ども、去年この法改正に結び付く前提として検討会を設けて議論をしていただきましたけれども、そこで議論がなされた経過、これを踏まえてこのたび法改正をしておりますけれども、この報道機関や学術研究機関などが政治や選挙に関する有権者の意識や関心について世論調査や学術調査を行うと、これはやはり政策形成の一助となつてゐる。そして、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図る上で欠くことができない公益性を有している。また、この選挙人の意思の決定に寄与するものであるといつたことから、民主政治の健全な発展に資するといった公職選挙法の目的に合致するものであるとして閲覧を認めるべきだという結論になつたわけございまして、こうした問題事例の防止は一体全体どういうふうに講じられているのか。このような悪用に対してどのように対処するというのか、この点はもう少しお聞かせいただきたいと思います。

そうすると、じゃ、今度こうした形で、コピーなどというのはそれはまあくなつていくんだけうと思いますけれども、しかし今度の改正だって基本的には自己申告にゆだねられておるわけでありまして、こうした問題事例の防止は一体全体どういうふうに講じられているのか。このような悪用に対してもどのように対処するというのか、この点はもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(久保信保君) 先般、又市委員からは総務委員会でも御指摘を受けましたけれども、今回の中止によりまして、私ども幾つか御指摘にてございまして、選挙人名簿抄本の閲覧が認められる点はもう少しお聞かせいただきたいと思います。

○又市征治君 おこたえできるんじゃないかといった改正内容を含めておりまして、一点は、選挙人名簿抄本の閲覧が認められる場合、これは先ほど来申し上げておりますが、法令上明確化いたしまして、それ以外の閲覧は認めないといたしております。

○政府参考人(久保信保君) 次に、閲覧により知り得た事項を利用することができる者、これを限定いたしましたとともに、当該情報の目的外利用あるいは第三者提供をこれは法律上禁止をしているということがございます。そして、偽りその他の手段による閲覧でございま

す。次に、閲覧により知り得た事項を利用することができる者、これを限定いたしましたとともに、当該情報の目的外利用あるいは第三者提供をこれは法律上禁止をしているということがございます。そして、偽りその他の手段による閲覧でございますとか目的外利用あるいは第三者提供等があつた場合の制裁措置、罰則あるいは過料、この規定を新設をいたしております。そして、毎年少なくとも一回、選挙人名簿抄本の閲覧の状況、これは閲覧申出者の氏名、利用目的の概要等でございますけれども、これを公表するといったよつた措置を講じることにいたしております。また、実際の運用に当たつても、どのような場合に閲覧を認めた

して、我々行政として検討すべきことあると思います。それについて是非しっかりと検討して、技術的な問題を踏まえて検討して、知恵を出してまいりたいというふうに考えております。

○長谷川憲正君 ありがとうございます。大変期待をさせていただきたいと思います。

先ほども数字が御紹介ありましたように、海外で今有権者として推定されている数が七十二万人ほど、現実に投票をなさっている人の率というのは三%程度だと、こういう状況なわけですから、いろいろな工夫を是非お願いを申し上げたいと思います。

それと同時に、当面この事務をお進めになるに当たりまして、現場で随分苦労があると思いますので、これから恐らく予算等の議論が始まると聞いていますけれども、十分なお手当てをしていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長(泉信也君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(泉信也君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(泉信也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会